

議案第27号

基山町国民健康保険条例の一部改正について

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

基山町国民健康保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第7項中「第35条の2第1項又は第36条第1項」を「、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」に改め、同項後段中「第36条第1項」を「第36条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の基山町国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の公布により、長期譲渡所得に係る特例が新たに創設されたことに伴い、国民健康保険税の算定について適用させるため、基山町国民健康保険条例を改正する必要がある。

令和2年6月12日原案可決